

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成一七年六月一七日法律第六五号)

一、提案理由(平成一七年四月二一日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(尾辻秀久君) ただいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を始めとする公的年金各法及び健康保険法を始めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

ベルギーから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法及び公的医療保険各法に関し、被保険者とししないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。

公的年金各法の給付の支給要件について、ベルギーの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

最後に、二法案の施行期日であります。それぞれの協定の効力発生の日としております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年四月二七日)

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平一七法六四)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院厚生労働委員長報告(平成一七年六月一 日)

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平一七法六四)の委員長報告と一括して掲載)